

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：北海道

農業委員会名：鷹栖町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成29年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

| | | | | | |
|--------|--------|-------------------|---------|-----------|---------|
| | 農家数(戸) | | 農業者数(人) | | 経営数(経営) |
| 総農家数 | 401 | 農業就業者数 | 587 | 認定農業者 | 221 |
| 自給的農家数 | 118 | 女性 | 265 | 基本構想水準到達者 | |
| 販売農家数 | 283 | 40代以下 | 140 | 認定新規就農者 | |
| 主業農家数 | 158 | ※ 農林業センサスに基づいて記入。 | | 農業参入法人 | 25 |
| 準主業農家数 | 17 | | | 集落営農経営 | |
| 副業的農家数 | 108 | | | 特定農業団体 | |
| | | | | 集落営農組織 | |

※農業委員会調べ

※ 農林業センサスに基づいて記入。

単位:ha

| | 田 | 畑 | | | 計 |
|--------|-------|-----|-----|-----|-------|
| | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 3,610 | 719 | | | 4,330 |
| 経営耕地面積 | 3,250 | 342 | 69 | 185 | 3,592 |
| 遊休農地面積 | | 13 | | | |
| 農地台帳面積 | 3,996 | 688 | | | 4,684 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 29 年 7 月 19 日

| | 選挙委員 | | 選任委員 | | | | 計 | 合計 |
|-------|------|----|------|------|--------|------|---|----|
| | 定数 | 実数 | 農協推薦 | 共済推薦 | 土地改良推薦 | 議会推薦 | | |
| 農業委員数 | 8 | 8 | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 | 13 |
| 認定農業者 | — | 8 | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 | 13 |
| 女性 | — | | | | | | | |
| 40代以下 | — | | | | | | | |

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|---|-----------|-------|
| 現 状 (平成29年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 4,330ha | 4,085ha | 94.3% |
| 課 題 | 農業従事者の減少・高齢化等によるあっせん地の増加、担い手農家の保有農地面積も限界にきているため農業生産法人や新規就農者の確保が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

| | |
|------|--|
| 目 標 | 集積面積 4,165ha (うち新規集積面積 0ha) 目標設定の考え方: 農業経営基盤強化基本構想で定める担い手への利用集積目標達成のために、毎年、農業委員会としても産業振興課と連携し当該目標の達成を目指す必要があると考える。 |
| 活動計画 | 4~6月 広報誌で農用地利用集積計画による利用権設定の制度等を周知、あっせん申出書の受付 6~7月 あっせん申出地を整理し現地評価、担い手への利用集積が可能な農地を掘り起こし 8~3月 担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|--|---------------------|---------------------|
| 新規参入の状況 | H26年度新規参入者数 | H27年度新規参入者数 | H28年度新規参入者数 |
| | 0経営体 | 0経営体 | 0経営体 |
| | H26年度新規参入者が取得した農地面積 | H27年度新規参入者が取得した農地面積 | H28年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0ha | 0ha | 0ha |
| 課 題 | 就農希望研修生、地域の担い手が研修する明確な場所がなく受入体制が不明確であり、技術指導、営農指導のできる人材が不足している。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|-----------------------------------|--------|-----|
| 参入目標数 | 1経営体 | 参入目標面積 | 4ha |
| 活動計画 | 産業振興課と連携し新規就農へ繋がるよう担い手育成のサポートを行う。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|--------------------|--|-----------|-------------|
| 現 状 (平成29年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 4,330ha | 13ha | 0.3% |
| 課 題 | 遊休農地の殆どが不在地主であり耕作には難しい状況、尚かつ傾斜地のため担い手への利用集積が進まない状況である。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

| | | | | |
|---------|-----------|---|-------------|-------------|
| 目 標 | | 遊休農地の解消面積 13ha 目標設定の考え方:遊休農地の所有者等に対する指導によって、遊休農地面積の解消を目指す。 | | |
| 活 動 計 画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | 16人 | 8月～10月 | 10月～11月 |
| | 調査方法 | 1 事前に職員での調査により利用状況の劣っていそうな農地をリストアップ。 2 管内全域を調査区域とし、調査区域を5区域に設定、委員5班体制で現地及び確認できない部分は航空写真による机上確認を実施する。 | | |
| | 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | | 11月～12月 | 1月～3月 | |
| | その他 | 農業委員による日常的な農地パトロールを実施。 | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|--------------------|------------|-----------|
| 現 状 (平成29年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 4,330ha | 0ha |
| 課 題 | — | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の活動計画

| | |
|---------|---|
| 活 動 計 画 | 違反転用が発生しないよう、農業委員・事務局による地域パトロールを恒常的に行う。 |
|---------|---|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入